

福島県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 総 則

- (名 称)
- 第1条 本連盟は、福島県ミニバスケットボール連盟と称する。
- (組 織)
- 第2条 本連盟は、福島県内のミニバスケットボールチームを統括する、県北・県中・県南・会津・いわき・相双地区連盟を持って組織する。
- 2 本連盟は、日本バスケットボール協会、福島県バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟及び東北ミニバスケットボール連盟に加盟する。
- (事務局)
- 第3条 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

- (目 的)
- 第4条 本連盟は、ミニバスケットボールの健全な普及発展を図るとともに、技術の向上と指導者の育成及び加盟チームの連携並びに親睦を図ることを目的とする。
- (事 業)
- 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 各種ミニバスケットボール競技大会の主権・主管及び後援。
 - (2) ミニバスケットボール競技の普及と発展及び技術向上のための各種講習会等の開催。
 - (3) ミニバスケットボール競技施設の拡充に関すること。
 - (4) ミニバスケットボール競技に関する情報の提供。
 - (5) その他、本会の目的達成に必要と認めた事業。

第3章 役 員

- (役員と任務)
- 第6条 本会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。
- | | | |
|----------|-----|---|
| (1) 会 長 | 1名 | 本連盟を代表し、会務を統括する。 |
| (2) 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長不在の場合は任務を代行する。 |
| (3) 理事長 | 1名 | 理事会を代表し、業務を統括する。 |
| (4) 副理事長 | 若干名 | 理事長を補佐し、理事長不在の場合は任務を代行し、各委員会の活動を委員長と共に統括する。 |
| (5) 常任理事 | 若干名 | 本連盟事業の原案を作成するとともに常務を執行し、理事長を補佐する。 |
| (6) 理 事 | 若干名 | 本連盟の会務を決議・執行する。 |
| (7) 会 計 | 1名 | 本連盟の会計を司る。 |
| (8) 監 事 | 2名 | 会務・会計を監査する。 |
| (9) 顧 問 | 若干名 | 本連盟の最も重要な事項に関し、会長の諮問に応じる。 |
| (10) 参 与 | 若干名 | 本連盟の重要な事項に関し、常任理事会の諮問に応じる。 |
- (役員を選出)
- 第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。
- (1) 会長は、常任理事会において推薦し、理事会で承認する。
 - (2) 副会長は、各地区の会長職にあるものを常任理事会において推薦し、理事会で承認する。
 - (3) 理事長は常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。
 - (4) 副理事長は、各地区の理事長職にあるものを常任理事会において推薦し、理事会で承認する。
 - (5) 常任理事は、各専門委員会の委員長・会計並びに会長が必要と認めた者から選出し、会長が委嘱する。
 - (6) 理事は、各地区各専門委員長をもってあてる。
 - (7) 会計は、会長が委嘱する。
 - (8) 監事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - (9) 顧問は、会長を務めた者を常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。
 - (10) 参与は、副会長及び理事長・副理事長・監事を努めた者及び本会に永年貢献した者の中から常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。

- (任 期)
- 第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- 第9条 本連盟に次の会議を置く。
- (1) 常任理事会
 - (2) 理事会
- (常任理事会)
- 第10条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議し処理する。
- 2 会務、事業、決算の企画運営、理事会に提出する議案の決定、委任事項その他必要な事項を審議する。
 - 3 常任理事会の議長は、会長とする。

- (理事会)
- 第11条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・監事・理事をもって構成し、毎年1回、原則として4月に会長が招集し、次の事項を審議する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
- 2 会務・事業・決算の承認、事業計画・予算の審議、役員の変更(隔年毎)、規約の改廃及びその他の重要事項を審議決定する。
 - 3 臨時の理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事構成員の2分の1以上の要請があったときは臨時に開催することができる。
 - 4 理事会の議長は、会長とする。

- (会議の定足数)
- 第12条 本連盟の会議は、構成員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、理事会における委任状は、これを認める。

- (会議の議決)
- 第13条 本連盟の会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

第5章 委員会

- (委員会)
- 第14条 本連盟に次の委員会を置く。
- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 技術委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 倫理委員会

第6章 加盟・登録

- (登録と脱退)
- 第15条 本連盟に所属するチームは、毎年度当初にチームの責任において、日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟に、各地区ミニ連を通して福島県ミニバスケットボール連盟に登録しなければならない。ただし、日本バスケットボール協会へのチーム並びに競技者登録は各チームで登録事務を行うこと。
- 2 登録は、日本バスケットボール協会の登録規程・日本ミニバスケットボール連盟登録規程に従う。
 - 3 本連盟の登録チームに、信用を失う行為があったと認められるときは、理事会の議決により脱退等の処分をすることができる。

第7章 会計

- (一般会計)
- 第16条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。
- (1) チームの登録料
 - (2) 個人登録料
 - (3) 補助金・寄附金
 - (4) その他の収入金
- (特別会計)
- 第17条 本連盟に特別会計を設ける。
- (1) 特別会計は常任理事会の議を得た事業から生じた余剰金を繰り入れるものとする。
 - (2) 特別会計は常任理事会の議を得て支出することができる。

- (会計年度)
- 第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 細則

- (規約の改廃)
- 第19条 本規約の改廃は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

- (細則)
- 第20条 規約の施行についての細則は、別に定める。

- 附 則 本連盟の規約は、昭和60年4月20日から施行する。
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、昭和60年4月20日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成 元年4月20日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成 7年4月 8日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成11年9月 4日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成15年4月 5日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成16年9月 5日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成19年4月 1日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成20年4月 1日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成22年4月 3日から施行する。(一部改正)
- 附 則 本連盟の規約は、本連盟の規約は、平成25年4月 6日から施行する。(一部改正)

福島県ミニバスケットボール連盟 慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、福島県ミニバスケットボール連盟(以下「本会」と言う)の慶弔にかかる一切についての基本事項を定め、以ってその円滑かつ適正な運営を目的とする。

(適格)

第2条 この規定の適応を受けるものについては以下に定める。

- (1) 会長、副会長
- (2) 顧問、参与、監事
- (3) 理事長、副理事長、常任理事
- (4) 本会に功労があり、常任理事会で承認された者。

(慶事)

第3条 第2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

- (1) 国または地方公共団体から叙位叙勲褒章等を受ける場合は、速やかに常任理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。
- (2) 日本バスケットボール協会、福島県バスケットボール協会、日本体育協会、福島県体育協会、日本スポーツ少年団本部等から、もしくはバスケットボールに関する行為により褒章を受ける場合は、速やかに常任理事会を開き、祝い金・祝電等、本会の対応を協議する。

(弔事)

第4条 第2条に規定する者の弔事については以下に定める。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 本人が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| (2) 配偶者が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |
| (3) 本会役員の父母が死亡したとき | 香典、花輪及び弔電 |

(連絡)

第5条 第3条、第4条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は、速やかに常任理事会構成員に連絡しなければならない。

(その他)

第6条 慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに常任理事会を開催し、協議決定しなければならない。

本規定は、平成19年4月1日より実施する。

福島県ミニバスケットボール連盟倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、福島県ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」という)に所属する者(チーム・指導者・審判員・競技者他)の倫理および懲罰に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(規定の適用範囲)

第2条 本規定は、本連盟の役員、所属するチーム並びにチームを構成しているすべて者、場合によっては保護者等に適用する。

(懲罰)

第3条 本連盟は、第2条に掲げる者が次の各号に該当する場合は審査のうえ、懲罰することができる。

- 1 本連盟の規約並びに諸規定、申し合わせ等に違反した場合
- 2 本連盟または各地区ミニ連の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- 3 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- 4 競技者に対し、著しく人権を侵害する暴言、暴力行為を行った場合
- 5 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- 6 その他、前各号に準ずるような行為により、本連盟並びに各地区ミニ連が必要と判断した場合

(懲罰の種類)

第4条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。

- 1 本連盟へのチームまたは指導者、競技者の登録抹消
- 2 本連盟主催試合等の出場停止(チームまたは指導者、競技者)
- 3 本連盟における活動停止
- 4 戒告

(損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲罰の対象となった者(チームも含む)に、その行為による損害賠償を査定し、全額もしくは一部を弁償させる場合がある。

(倫理委員会の設置)

第6条 本規定適用のため、本連盟に倫理委員会を設置する。

- 1 倫理委員会は、本連盟の正副会長、正副理事長および必要に応じた者により構成する。
- 2 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は本連盟役員と同じ期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 倫理委員会には、委員長を置き本連盟から受けた報告事項を調査および審議を行い、懲罰の原案を作成し、常任理事会へ報告および提案を行う。
- 4 倫理委員会委員長は、会長が推薦して、理事会で承認を受ける。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、本連盟会長または委員長が招集する。

- 1 倫理委員会の会議は、委員の過半数をもって成立、議事は出席委員の過半数で決

し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。(委員欠席の場合は委任の連絡をもって出席とする)

- 2 倫理委員会は、聴聞のため、必要に応じて、該当する個人、チーム、各地区ミニ連役員等を招集することができる。

(懲罰の決定)

第 8 条 懲罰の決定は、本連盟の常任理事会が行う。

- 1 本連盟は、懲罰を決定した場合には、該当するチーム、個人、各地区ミニ連役員に、直ちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 2 本連盟は、各地区ミニ連に対して、監督責任を問うことができる。

(懲罰者の意義申し立て)

第 9 条 本連盟による最終的な懲罰決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰者に異議の申し立ての機会が与えられる。

(仲裁機構)

第 10 条 本連盟の最終決定に対し、日本ミニバスケットボール連盟、福島県スポーツ少年団本部、福島県バスケットボール協会等に仲裁を付託することができる。

(庶務)

第 11 条 倫理委員会の庶務は、倫理委員会において処理する。

(補足)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会の開催を要請し、常任理事会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第 13 条 この規定を設置、改正または廃止しようとするときは、本連盟の理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

第 14 条 この規定は平成 25 年 4 月 6 日から施行する。

福島県ミニバスケットボール連盟 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、福島県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）の発展のために顕著な功績をあげた者を表彰し、その功績を称えるためのものである。そのために表彰基準を明確にするものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の対象は、本連盟の発展に功績のあった以下の個人、または、団体とする。

- (1) 本連盟の役員、または、それに準ずる者。
- (2) 本連盟に所属するチームの指導者。
- (3) 本連盟の発展に寄与した団体。

(推薦基準)

第3条 推薦基準は、次のとおりとする。

(1) 永年功労表彰

- ① 本連盟の会長、副会長、理事長として通算3年以上になる者。
 - ② 本連盟の役員として通算5年以上になる者。
 - ③ 本連盟の役員と地区連盟役員として通算10年以上になる者。
- ※ この表彰は、役員を退いた時に行うものとする。

(2) 特別指導者功労表彰

- ① チームの指導者として永年相当の功績を上げ、普及発展に寄与した者で、各地区連盟の推薦を得た者。
 - ② チームの指導者として全国大会、東北大会等に優秀な成績を収めた者。
- ※ この表彰は、1回限りとする。

(3) 特別団体表彰

- ① 全国大会、東北大会において三位以内に入賞したチームを表彰する。
- ② チームの指導者として全国大会、東北大会等に優秀な成績を収めた者。

(表彰の決定及び方法)

第4条 表彰の決定及び方法は、常任理事会において該当者を推薦し、審査決定する。表彰は、優勝大会の席上において行う。

- 2 地区連盟は、前条に該当する候補者を推薦する場合は、別紙「推薦書」により提出するものとする。
- 3 永年功労の推薦は、会長が推薦することができる。

(その他)

第5条 本規

附 則

- 1 平成14年4月から施行の「福島県ミニバスケットボール連盟表彰規定」を廃止する。
- 2 本規定は、平成19年9月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

福島県ミニバスケットボール連盟表彰 推薦書

平成 年 月 日

福島県ミニバスケットボール連盟会長 様

団体名 ミニバスケットボール連盟

会長名 印

福島県ミニバスケットボール連盟表彰規定【 () - () 】に該当する表彰

者として当団体より、下記の 氏を推薦いたします。

記

ふりがな 氏 名	男 女	生 年 月 日 年 月 日
現住所	〒 電話番号	
職 業	ミニバス役職名・所属チーム名等	
《推薦内容・経歴等》		

福島県ミニバスケットボール連盟 登録規程

- 第1条 この規程は、福島県ミニバスケットボール連盟(以下「本会」という。)の登録にかかる一切についての基本事項を定め、もってその円滑な登録事務を目的とする。
- 第2条 本会に登録したチームは、毎年度6月末までに日本ミニバスケットボール連盟及び日本バスケットボール協会に登録するものとし、担当は総務委員会が行うものとする。
- 第3条 登録は、地区連盟から県連盟を通じ、日本ミニバスケット連盟及び日本バスケットボール協会に登録の手続きをする。担当は、競技委員会でとりまとめ、会計・総務委員会に報告をする。
- 第4条 登録の有効期間は、登録の申請を受けた日から、その年度末日までとし、各年度ごとにこれを更新する。更新の方法は、前条に定めるところによる。
- 第5条 本会への登録は、次のとおりとする。
- 1 チームは、代表者が福島県ミニバスケットボール登録申請書に必要な事項を記入のうえ、申請するものとする。
 - 2 選手は、小学校在学者をもって登録する。
 - 3 本会への登録料は、次のとおりとし申請書に添えて納入するものとする。

(1) 日本バスケットボール協会	1チーム	1,000円
(2) 日本ミニバスケットボール連盟	1チーム	2,000円
(3) 福島県ミニバスケットボール連盟	1チーム	5,000円
(4) 個人登録料 (1人当たり)		
①日本バスケットボール協会		400円(4年生以上)
②福島県ミニバスケットボール連盟		200円(1~6年生)
③福島県バスケットボール協会		200円(4年生以上)
 - 4 登録に関わる手続きについては、毎年度の各地区総会の開催までに県競技委員会から通知するものとする。
- 第6条 この規程は常任理事会の議決によって変更することができる。

本規程は、平成19年4月1日より実施する。
本規程は、平成20年4月1日より実施する。
本規程は、平成25年4月1日より実施する。